

令和3年度
阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター
事業計画書

令和3年4月
社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会
阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター

阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター運営方針

【重点課題】

地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進

高齢者の増加と生産年齢人口の減少に対応した地域づくりを進めるため、医療・介護・福祉・保健の専門性と阪南市内で活発に取り組まれている支えあい・助けあいの福祉活動（校区（地区）福祉委員会や民生児童委員協議会、地域の各種ボランティア団体など）と連携しながら、地域全体で支えていく仕組み“地域包括ケアシステム”を深化させ、高齢者を中心に児童・障がいを持った方々など全ての住民が孤立することなく住みなれた地域で安心していきいきと健康で暮らし続けられる地域共生社会づくりを推進します。

【重点事業】

1. 地域住民と専門職が協働で困りごとをキャッチする総合相談体制の強化
2. 地域住民と専門職がともに支えあい・助けあえる地域福祉活動の推進
3. いつまでも住み慣れた在宅で暮らし続ける医療と介護連携の推進
4. 認知症になっても社会参加し続けられるまちづくりの推進

【事業の展開】

1. 包括的支援事業

①総合相談支援業務

●配置職員の専門性の活用と伴走型支援による相談支援体制

- ・社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員等の専門性を活かした窓口相談支援および訪問相談業務
- ・地域の見守りネットワークや専門職ネットワークへのつながりを意識した伴走型支援

●身近な地域における地域住民と専門職協働の相談支援ネットワークの構築

- ・専門職が地域に出向いて困りごとをキャッチするアウトリーチ型相談体制の拡大
- ・地域ぐるみで困りごとをキャッチし、解決をする、また適切な機関へつなぎ、一緒に解決する仕組みづくり

●地域へ出向いた出張相談“ほっこり相談”の開催

●医療や介護だけでなく、他制度の専門職も含めた、出張相談体制づくり

②権利擁護業務

●成年後見制度の活用促進

- ・成年後見制度利用に関する啓発及び、市民後見人活動支援を行い高齢者の権利を護るための取組推進

●高齢者虐待への対応及び防止

- ・地域の身近な相談機関として、高齢者虐待の早期発見や防止に向けた支援

●高齢者に関わる専門職や校区（地区）福祉委員や民生委員等の地域活動者が早期に気づいて、予防、通報ができる体制づくり

● 困難事例への対応

- ・医療や介護関係の機関、事業所だけでなく、児童・障がい・生活困窮など、幅広く様々な機関と協働した支援方針の検討

● 消費者被害の防止

- ・日頃から高齢者の見守り活動を行っている校区（地区）福祉委員や民生委員、警察、消費者センター、専門職と連携し、未然防止・早期発見・早期対応ができる体制づくり

● 消費者被害に関する相談事例について包括支援センター広報誌等を活用した周知啓発

● 弁護士相談の活用

- ・弁護士相談を活用し、法的な見解や助言をいただきながら、地域住民や事業所の権利擁護に取り組む

● 地域包括支援センター弁護士相談事業の活用
（年3回の事例相談会、電話やメールによる随時相談）

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

● 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・ケアマネジャーをはじめとする介護・福祉の専門職や医療従事者、地域の関係機関との連携、行政や本会のコミュニティワーカー（校区（地区）担当者）、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等と高齢者がいかに住み慣れた地域で暮らし続けることができるか一緒に検討

● Mina de jirei【多職種協働型事例検討会】の開催（随時）
● Mina de jirei α【自立支援型マネジメント会議】への協力
（年12回）

● ケアマネジャーや市内事業所のネットワークの構築

- ・ケアマネジャー、医療・介護事業所等の専門職の資質向上、組織化の強化
- ・事例検討会や地域住民への支援の中で出てきた課題に合わせた、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修会の開催
- ・圏域内のケアマネジャーや事業所、住民活動者をつなぎ合わせる話し合いの場づくり

● Mina de study【ケアマネジャー資質向上研修】開催（年2回）

● 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・助言・相談

- ・介護支援専門員への日常的個別指導や支援困難事例等への支援、助言、相談支援体制づくり

④ 地域支えあい会議（地域ケア会議）の推進事業

● 多様な関係者・機関と協働した重層的な支えあい会議による地域づくり

- ・医療、介護、福祉等の専門職と、校区（地区）福祉委員や民生委員、ボランティア等の住民活動者が連携協働し話しあう、場づくり
- ・事例に関係する方で構成する個別ケース検討会、小学校区での民生委員会や校区（地区）福祉委員会会議等への参加を通じて個別課題を集約
- ・CSW、社会福祉協議会、市民福祉課、保健センター、はなていネット

の専門職部会、その他分野を超えた多機関とともに地域づくりを話しあうエリア会議での検討

- 阪南市エリア会議全体会の開催【市域地域ケア会議】（年 3 回）
- 個別支えあい会議の開催【個別地域ケア会議】（随時）
- 校区（地区）支えあい会議の開催【小地域ケア会議】（随時）
- 圏域エリア会議の開催（年 6 回）
 - * 開催という形にこだわらず、各種団体の会議体に参画した際に地域課題を共有し、それぞれの活動に反映できるよう取り組んでいく

2. 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務

① 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業

● 介護予防ケアプランの作成及び介護認定の申請代行

- ・ 要介護認定者（要支援 1 または要支援 2 及び総合事業対象者）へ介護予防ケアプランを作成
- ・ 総合事業対象者、要支援又は要介護認定の申請代行

② 一般介護予防事業

● 予防事業対象者の把握

- ・ 地域活動への参画を通じて、虚弱な高齢者を把握

● 介護予防教室への勧奨等

- ・ 総合相談やケアプラン作成時において、本会や、市、介護予防拠点や校区（地区）福祉委員会等で実施する介護予防教室への参加を積極的に勧奨

● 一般介護予防事業普及啓発活動への協力

- ・ 本会や市、校区（地区）福祉委員会等が実施する介護予防教室について、広く市民や高齢者に知らせるための広報活動
- ・ 校区（地区）福祉委員会が実施するまちなかサロン・カフェや小地域ネットワーク活動等、地域の中で高齢者が集う場所に出向き、介護予防等の出張講座を実施

- フレイル（高齢者の閉じこもり等による心身の虚弱）予防を意識した啓発チラシによる広報活動
- 包括の専門職ネットワークを活かした多機関協働による介護予防等の出張講座を実施

● 介護予防自主グループの育成への協力

- ・ 100歳体操やはんなん体操など、住民が主体的に介護予防活動を行えるように支援

4. 在宅医療・介護連携の推進事業

● 医療機関や医療関係者と介護サービス事業者等との協働体制の推進

- ・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会や、地域医療の中核である阪南市民病院等と緊密に連携をはかり、医療と介護を必要とする高齢者が在宅生活を継続できるよう支援体制の強化

- はなていネット【阪南市医療と介護の多職種連携会議】への参画
- 泉佐野泉南医師会への協力
(阪南市内全診療所・クリニックへのヒアリング訪問事業等)
- ケアマネジャー部会、病院部会、地域リハビリテーション部会、施設部会、訪問看護部会、訪問介護部会、通所サービス部会、認知症ネットワーク部会の事務局としての協力

5. 生活支援体制整備事業関連業務

- ・ 本会に配置された第1層、第2層生活支援コーディネーターと緊密に連携し総合事業や生活支援サービスのあり方、住民主体による支援について検討

- 阪南市生活支援・介護予防サービス協議会への参画（年6回）
- 生活支援サービス従事者研修への協力（年2回）
- 住民主体型サービスBへの協力（随時）

6. 認知症施策推進事業関連業務

① 認知症地域支援推進員の配置

- ・ 認知症であってもみんなの支えで生活していける地域づくりを積極的に進めていくため、認知症地域支援推進員を配置

② 認知症に関する医療と介護の連携推進：認知症初期集中支援チーム活動

- ・ 認知症初期集中支援チームのチーム員として、認知症の早期発見、早期予防に積極的に取り組むとともに認知症サポート医とかかりつけ医の連携体制づくりやチームの普及、啓発活動を推進

- 認知症初期集中支援チームの実働
(保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員)
- 認知症初期集中支援チーム支援員会議の開催（随時）
- 認知症初期集中支援チーム検討会への協力（年数回）

③ 認知症に対する理解の普及・啓発

- ・ 校区、自治会単位等のより身近な地域での周知啓発活動をおこなう
- ・ 本会が事務局を担う阪南市介護者（家族）の会や認知症の方でも参加できる認知症カフェなどへのつなぎを意識した支援体制を推進
- ・ 阪南市キャラバンメイト活動の事務局を担い、認知症サポーター養成講座を円滑に開催できるよう協力
- ・ 認知症支援を行うキャラバンメイト等が、当事者や家族からの相談を受けたり、地域の居場所へのコーディネート役となる活動の推進（チームルンジ）

- 認知症カフェへの協力、支援
- チームオレンジ活動の推進

④ 認知症の方にやさしい地域づくり事業

- ・ 校区（地区）福祉委員会や民生委員、介護サービス事業者や民間事業者、当会の生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー、医療が介護事業所、地域団体、行政と協働し、認知症当事者の活動の場づくりの推進

- 認知症サポーター養成講座への協力（随時開催）
- 認知症になっても参加できる居場所づくりへの協力、支援

7. 任意事業への協力

- ・ 下記事業への訪問調査や申請等の代行等について随時市との協議を行い、センターとしての役割が発揮できるよう積極的に協力

【任意事業】

- ・ 介護用品支給事業への協力：要介護3～5の高齢者に対し申請代行等
- ・ 介護相談員派遣事業への協力：意見交換会への参加協力
- ・ 住宅改修支援事業への協力：住宅改修理由書の作成に協力

8. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業との連動

●センター内に配置されるコミュニティソーシャルワーカーとの協働活動

① 生活上の各種相談

- ・ 地域の見守りネットワークや専門的な支援（サービス）へのつなぎを意識した伴走型相談支援
- ・ 地域のサロンやカフェへ出向いた出張相談

●身近な地域へ出向いた出張型のほっこり相談（随時）

② 地域福祉ネットワークの構築と連携

- ・ 校区（地区）福祉委員、民生委員児童委員、地域福祉活動団体、福祉関係機関や地域住民、行政等とのネットワーク体制の構築

- 福祉委員会や民生児童委員協議会、その他地域活動団体の会議体に参加
- まちなかサロンカフェ、地域でおこなわれている体操教室等の地域活動の推進
- こどもの居場所プロジェクト、共生型サロンきらきら、障がい者スポーツボッチャ等の共生型の居場所づくりの推進
- 行政等が主催の児童、障がい、高齢、生活困窮等の会議体に参加

③ 地域共生社会の実現のための協力

- ・ 災害時要援護者支援推進事業（くらしの安心ダイヤル事業）への協力
- ・ 緊急通報装置設置事業への協力
- ・ ふれあい収集事業への協力
- ・ 地域福祉計画策定及び推進事業、地域共生社会の実現のための会議等への参加、協力

9. その他関連する業務会議等への協力、研修会への参加